

第5編

南海トラフ地震防災対策

推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、避難場所、避難路、消防用施設及びその他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に関する事項や、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震にかかる防災訓練に関する事項並びにその他南海トラフ地震にかかる地震防災上重要な対策に関する事項を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域にかかる地震防災に関して、市の市域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編第2章第2節 市・関係機関の業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害復旧応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。また、市は、府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行う。

2 人員の配備

市は、府に対し、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府に応援の要請を行う。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定に従い、応援を要請する。「第3編第3章第3節 応援の要請・受入れ」に定めるところによる。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への支援体制については、「第2編第3章第6節 帰宅困難者支援対策の整備」に定めるところによる。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、複数の地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。
- (3) 通信設備等のライフラインが遮断された状況で、更なる地震が発生する可能性を想定し、更なるハード対策及びソフト対策を行うこととする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第3 防災対応

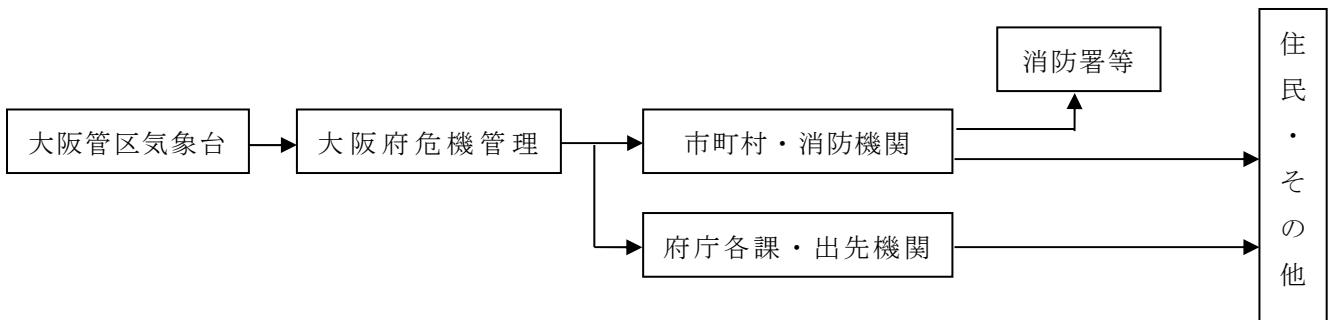
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

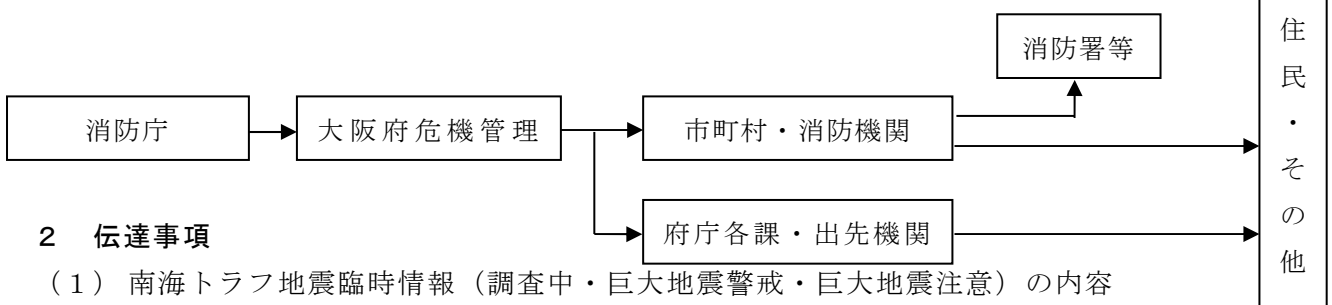
第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達

1 伝達情報及び系統

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

市長は、南海トラフ地震臨時情報発表の報に接したときは、地震が発生するまで、又は安全が確保出来るまでの間、必要な配備体制の指示を行い、警戒活動を行う。

【南海トラフ地震臨時情報における対応表】

種類	市における体制	防災対応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理課職員による情報収集体制	・情報収集
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	警戒本部の設置 警戒配備体制	・情報収集 ・住民からの問合せ ・住民へ周知、広報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	警戒本部の設置 警戒配備体制	・情報収集 ・住民からの問合せ ・住民へ周知、広報
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	危機管理課職員による情報収集体制	・情報収集

（注）但し、市内で大規模な地震を観測している場合は、「第2編第2章第1節 地震災害発生時の組織動員」に定めるところによる。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設整備等の整備方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。

市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。

施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 建築物等の耐震化の推進

1 市施設等の耐震化

市は、庁舎等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物の耐震化促進

府の「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」（平成28年（2016年）1月改定）及び市の「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成30年（2018年）4月策定）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物を重点に耐震改修を促進する。

（1）耐震診断・改修の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断・改修（木造住宅に限る。）を実施する場合に、府と市はその費用を補助する制度を実施している。

ア 府

〔事業名等〕 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

イ 市

〔事業名等〕 柏原市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

柏原市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

第5章 防災訓練計画

1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 警戒配備体制の確立等災害対策本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害発生状況、避難指示等の伝達及び各避難場所等に関する情報の伝達訓練等

上記の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。

2 学校における津波防災訓練等の実施

市域においては、津波は到達しないとされているが、自然学校、校外学習等で市域外の海浜部を利用する場合は、津波避難が必要となるため、津波防災学習や訓練を実施する。

避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援を必要とする児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町村では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 地震の揺れからの身の守り方や津波からの避難の方法に関する知識
- (5) 主体的かつ正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平時、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 児童・生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民とともに取組み、自分の家や学校及び地域の様子を知ること
- (5) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の方法

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、市及び府が実施する研修に参加するよう努めることとする。

第5 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

柏原市地域防災計画

令和4年4月

発行 柏原市防災会議

担当 柏原市政策推進部危機管理課

大阪府柏原市安堂1番55号

TEL 072-972-1501 (代表)
